令和6年4月吉日

保護者　様

備前市総合教育部教育総務課

令和6年度特別支援就学奨励費（学用品費と学校給食費）の支給額について（お知らせ）

　平素は教育行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和6年度の特別支援就学奨励費(以下、『就学奨励費』と記載)については、別添『特別支援就学奨励制度のご案内』でお知らせしています。就学奨励費における学用品費と学校給食費の支給額の決め方について、下記のとおりご説明いたします。

記

1.就学奨励費における学用品費について

就学奨励費は、学用品費として以下のとおり補助対象経費の限度額を決定しています。

1. 小学校：補助対象経費11,640円を限度額として1/2を支給

⇒支給限度額は5,820円

1. 中学校：補助対象経費22,740円を限度額として1/2を支給

⇒支給限度額は11,370円

上記①、②の就学奨励費とは別に、令和6年度は学用品費サポート事業を実施します。そのため、令和6年度の就学奨励費(学用品費)は、補助対象経費の限度額(上記①～②)から学用品費サポート事業による納付免除金額を差し引いた額の1/2を、支給します。

＊学校が保護者から集金するものもあります。

(1)就学奨励費(学用品費)の支給額

就学奨励費(学用品費)支給額＝(補助対象経費の限度額 ― 納付免除金額) × 1/2

　　　　　　　　　　　　　　　（上記金額①～②） 　 （3学期に確定）

＊就学奨励費は、支給額を決定するにあたり、補助対象経費分の領収証、レシート等を学校への提出する必要があります。

＊就学奨励の認定を受けられた方で、学用品費サポート事業による納付免除を辞退されている場合、上記①～②の就学奨励費を限度額として支給します。

(2)就学奨励費(学用品費)の支給時期

就学奨励費(学用品費)の支給額は3学期に確定します。そのため、就学奨励費(学用品

費)の支給時期は、3学期末の予定です。ただし、学用品費サポート事業による納付免

除金額が補助対象経費の限度額より大きい場合には、就学奨励費(学用品費)は支給され

ません。

【令和6年度の就学奨励費における学校給食費については、裏面に記載しています】

2.就学奨励費における学校給食費について

就学奨励費では、以下のとおり学校給食費として支給額を決めています。

①小学生：1食150円（実費300円の1/2）

②中学生：1食170円（実費340円の1/2）

令和6年度は学校給食費の無償化の実施に伴い、令和6年度の就学奨励費（学校給食費）は、原則支給されません。

ただし、就学奨励の認定を受けられた方で、学校給食費の納付免除を辞退されている場合、学校給食費の支払額の1/2を就学奨励費として支給します。

〇別紙にて、就学奨励費(学用品費)の決め方の具体例を記載しています。

〇市の学用品費サポート事業の趣旨についてご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

〇ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

　　　　　　　連絡先　　備前市総合教育部教育総務課総務振興係　TEL：0869-64-1802